

医療費控除を申告される方へ重要なお知らせ

医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付、または提示は不要となりました。ただし、明細書の記入内容の確認のため、提示を求める場合がありますので、5年間はお自宅等で領収書を保管してください。

■ 医療費控除の明細書 記載要領

1 医療費通知に記載された事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

(2)の医療費について、生命保険契約、損害保険契約または、健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など)がある場合に、その金額を記入します。

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、すべて合計し記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。
※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

その年中に自己または、生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。※「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。

例) 与論 太郎 さんが町内○病院と町外△病院に通院した場合

- ・ 3月20日 ○病院診療 : 6,500円 通院は自家用車
- ・ 4月20日 ○病院診療 : 5,500円 通院費(やむを得ずタクシーで通院)往復(※) 1,500円
- ・ 6月15日 △病院診療 : 9,800円 通院費(JR、**バス、飛行機)往復 30,420円

(※)タクシー代は原則として医療費控除の対象外ですが、病気やけがで自家用車やバスでの移動が難しい場合、緊急で医療機関にかかる必要がありほかに手段がないときなどのやむを得ない場合に限り対象となります。

○病院計 : 12,000円 △病院計 : 9,800円 通院費計 : 31,920円

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
与論 太郎	○病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
"	△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,800	
"	交通費	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	31,920	

医療を受けた人の氏名を記入します。

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの名称を記入します。

医療費の内容として該当するものを全て チェックします。

医療費控除の対象となる金額を記入します。

支払った医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

■ 添付が必要な書類

- 医療費控除の明細書(表面)
- 医療費通知 ※「1 医療費通知に記載された事項」に記入した通知書
- 保険等で補てんされた金額を証する書類【添付または提示】

表面の医療費控除明細書は、町県民税申告で医療費控除の適用を受ける場合に使用します。確定申告で医療費控除の適用を受ける方またはセルフメディケーション税制による控除の特例を受けられる方は、国税庁ホームページより各明細書をダウンロードして印刷いただくか、税務課までご連絡ください。

！医療費控除について詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。